



絵と文：千葉てるお

今号のお知らせ

- いわて健康経営宣言のご案内2
- メールマガジンご登録をお願いしますワン! ...3
- 賞与支払届を忘れずにご提出ください4
- 社会保険手続きは電子申請でカンタンに!5
- 11月はねんきん月間です.....6
- 社労士通信 vol.107
- 岩手県社会保険協会からのお知らせ8
- 12月・1月の年金出張相談所日程8

「受け継ぐ家庭が文化になる」
 思えば見かけなくなつた
 餅つき光景。
 食文化にまでなるには
 食べ物としての評価より
 文化にいたる人々の心が
 文化へと昇華した結果では
 ないだろうが。
 一関の餅文化は
 そうした人たちが
 家族や近所の人たちと
 深く関わって来た証しとも
 言える気がする。
 食文化の街一関の心を味わう。



● 職場内で回覧しましょう！

一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ / <http://www.syahokyo-iwate.com/>

約1,400社が登録!

いわて健康経営宣言のご案内

「いわて健康経営宣言」とは、平成27年9月より、岩手県、各経済団体、企業等と連携して実施している事業です。

事業主様が従業員の健康管理に積極的に取り組むことにより、生産性の向上等を図る健康経営の推進を目的としております。

3つのメリット

1. 生産性の向上、企業のイメージアップなど
2. 働き盛り従業員の生活習慣病の重症化による、高額な医療費の支出や長期入院リスク軽減
3. 協会けんぽ岩手支部からの支援や特典(詳細は岩手支部ホームページをご覧ください)

サポートの例

事業所の健康度がわかる「事業所健康度診断」のご提供

健診リスク等、健康になるためのポイントを事業所ごとに作成!



特典内容

- ◎温泉・入浴施設やスポーツクラブにおける利用料の割引
- ◎健診機関における無料オプション検査 など



応募方法とその後の取り組み

- 1 登録用紙を提出
- 2 いわて健康経営「宣言書」が届く
- 3 健康づくりメニューに取組む

※応募用紙は岩手支部ホームページから!

健康づくりメニュー

- ①健康診断の実施
- ②健康サポート(特定保健指導)の利用
- ③検査・治療の推奨
- ④スモールチェンジ活動の推奨(各社で設定)
例:社外に喫煙所を設ける、毎朝ストレッチを行うなど

健康保険の「困った」をサポートします!

健保委員にご登録ください!

岩手県内
約2,400名
が登録!

▼仕事に役立つ情報をお届け!

「ガイドブック」を進呈

これさえあれば制度や申請書の記入方法がまるわかり!



限定の広報紙をお届け

健康づくりや制度改定など最新情報が満載!



※事務負担が増えることや、会費などのご負担も一切ございません。

▶登録はこちらから!

協会けんぽ 岩手 健康保険委員



お問い合わせ先: TEL 019-604-9018(企画総務グループ)

メールマガジン

入会費・年会費無料

NEW

ご登録をお願いしますワン!

温泉入浴料の割引等※のお知らせ

※「いわて健康経営宣言」の特典

最新のイベント情報



制度改正

健康づくりに役立つ情報



ご登録はハピわんのおなかにある「二次元コード」から!

毎月25日頃配信!
速報や重要なお知らせは臨時号にて!

協会けんぽ岩手支部
マスコットキャラクター「ハピわん」



LINE 配信中!!

配信内容

- 管理栄養士による「健康に導く生活のコツ」
- 健康豆知識
- 健診情報
- 季節の健康情報 など

お友達募集中!

ご登録方法は「二次元コード」から!



<二次元コード>

配信は毎月2回
10日・20日頃



全国健康保険協会 岩手支部
協会けんぽ
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/

賞与支払届を忘れずにご提出ください。

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要となります。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届出漏れがないようご注意ください。

なお、本年度より「賞与支払届総括表」の添付は不要となりました。ただし、賞与支払予定月に賞与が支払われなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出いただくようお願いいたします。

※賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を出力した届出用紙または電子媒体を予定月の前月に送付します(送付を希望しない事業所を除く)。

被保険者賞与支払届

賞与不支給報告書

税制上の優遇措置が受けられます。
まずは、資料請求を!

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル **0120-65-4192**

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館9階



事業主の皆さまへ

社会保険手続きは 電子申請でカンタンに!

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。なお、2020年4月から特定の事業所について電子申請の義務化が始まっています。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

電子申請がいちばん早い!

◎電子申請を利用すると紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理されます。
例えば、保険証は紙で申請するより3~4日早く届きます。
ぜひ電子申請をご利用ください!

初めて電子申請を利用される方は

**電子申請
ご利用案内動画
をご覧ください。**

日本年金機構ホームページに、初めて電子申請をする方向けの「電子申請ご利用案内動画」を掲載しております。

提出にあたりご不明な点は

**電子申請
相談チャットを
ご利用ください。**

日本年金機構ホームページに、電子申請に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする電子申請相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応しています。

お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです。

《ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)》

- 0570-007-123(ナビダイヤル)→「2番」をお選びください。
- 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください。
〈受付時間〉月~金曜日：午前8時30分~午後7時/第2土曜日：午前9時30分~午後4時
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

11月は

ねんきん月間です

年金保険料、納めていますか？
この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組みます。



「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取り組みを行っています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？

主な取り組み内容

- 年金セミナー動画や「わたしと年金」エッセイの優秀作品の掲載等、日本年金機構ホームページに「ねんきん月間」特集ページを設置します。
 - 日本年金機構公式Twitterで、年金制度に関するミニ講座を実施します。
 - 年金セミナーや制度説明会を実施*します。
- *新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたうえで可能な範囲で実施します。



⚠️ ご存知ですか？

公的年金には、老後の支えとしての役割だけでなく、障害年金、遺族年金という制度があります。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は…

申請することで、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。保険料を納めないまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。

“ねんきんネット”は年金記録や年金見込額を確認できるサービスです！

国民年金の加入月数や納付状況等の最新の年金記録をパソコンやスマートフォンから手軽に確認できます。ぜひご利用ください！
https://www.nenkin.go.jp/n_net/

「ねんきん月間」の趣旨は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

最低賃金という名称は聞いたことがあっても、「どんな意味なの?」「時給の人だけで正社員(月給)には関係ないよね?」などという話を、よく耳にします。原則すべての労働者が対象です。仮に労働者と使用者が合意の上で最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、その額は法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法により罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

毎年、地方最低賃金審議会の意見を聴いて、都道府県労働局長が決定します。岩手県の地域別最低賃金額は令和3年10月2日に改定されました。(令和2年はコロナ禍の影響が大きく雇用維持を優先したため、790円から793円へと3円増の改定でした。)

Q1 令和3年10月2日に改定された岩手県地域別最低賃金額は？

- ①794円 ②800円 ③821円

A1 ③821円(改定前の793円から28円アップ)

Q2 月給制の場合、最低賃金額との比較方法は？

県内のA食品で働く、Mさんの給料は基本給(月給)125,000円と職務手当15,000円、通勤手当15,000円、時間外手当10,000円の計165,000円です。1ヵ月の平均所定労働時間を172時間とした場合、Mさんの月給は最低賃金額を上回っているのでしょうか？

A2 月給者の場合には、以下の計算式で確認します。

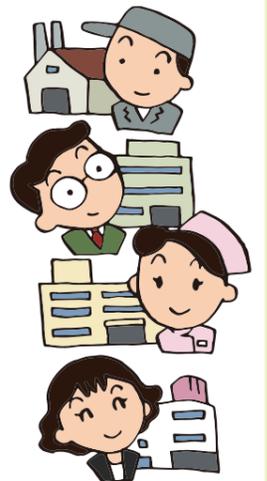
月給 ÷ 1ヶ月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

基本給	125,000円	
職務手当	15,000円	
通勤手当		15,000円(対象外)
時間外手当		10,000円(対象外)
対象賃金合計	140,000円	

∴ 140,000円 ÷ 172時間 = ~~813.95円~~ < 821円(改定後の岩手県最低賃金)

※最低賃金の規制の対象とならない賃金(最低賃金との比較にあたって算入されない賃金)

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



ささいな事でもお気軽にどうぞ！
詳しくはお近くの
社会保険労務士にご相談ください。
ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお知らせ

岩手県社会保険協会の協会費払込みについて

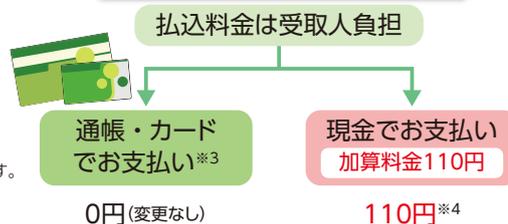
2022年1月17日(月)からゆうちょ払込みサービスのご利用にあたり、窓口およびATMで現金でお支払いの場合には、料金が加算(110円)されます。

料金受取人負担の払込取扱票を利用する場合でも同様に現金でお支払いの場合は払込人に加算されます。

ゆうちょの通帳またはキャッシュカードで口座からお支払いの場合、加算料金はかかりません。

※3 ゆうちょの総合口座通帳またはキャッシュカードが必要です。
また、ATMでの通帳のご利用にはキャッシュカードのお申し込みが必要です。
※4 料金は税込です。

料金受取人負担の払込取扱票の場合



社会保険いわての配付部数について

「社保いわて」につきましては、会員事業所様へ1部送付しておりますが、支店や施設等が複数ある場合に複数の配付をご希望される事業所様は下記申込書にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてご連絡ください。

ご希望部数が多数の場合は、調整させていただきます。(上限は5部)

送付先 〒020-0021 盛岡市中央通1-6-26 (財)岩手県社会保険協会 FAX 019-626-0252

◆◆◆ 社保いわて配付申込書 ◆◆◆

協会会員番号	
事業所名	
事業所所在地	〒
電話番号	
ご希望部数	部 (上限5部)
ご担当者	

年金出張相談所

会場	12月	1月	時間	
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	9(木)	13(木)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	15(水)	19(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	22(水)	1月はお休みです	11:00~15:00
	紫波町役場	12月はお休みです	26(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	16(木)	1月はお休みです	10:30~15:30
	大船渡市役所	23(木)	27(木)	10:30~15:30
	奥州市役所(本庁)	12月はお休みです	6(木)	10:00~15:15
	奥州市役所(江刺総合支所)	2(木)	1月はお休みです	10:00~15:15
宮古	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	16(木)	20(木)	10:00~15:30
花巻	遠野市役所本庁舎3階	2(木)	6(木)	10:30~15:30
二戸	久慈市文化会館(アンバーホール)	9(木)	13(木)	10:30~16:00
		23(木)	27(木)	10:30~16:00

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出がけください。

【自動音声案内番号】

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) → 5
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) → 1→2
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代) → 5
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) → 1→2
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代) → 5

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。